

私たちHUGは発足して5年、たくさんの家庭と子どもたちに出会いました。顧問弁護士先生のご参加により、相談者に更に安心で有益なアドバイスができるようになりました。様々な事情がある日本の離婚家庭で今どんな問題に直面しているかは、当事者一人一人の声を聞くことで一番理解できるのではと考えます。本会報誌に毎号掲載されている「当事者の声」はその一つの事例であり、当事者の切実な思いです。本会の主旨と必ずしも一致するものではないことをご理解ください。

当事者の声

※※ 県外在住の父親より

私は、一年間の離婚調停を経て2018年に離婚をし、面会交流をHUGさんの支援のもと毎月一回行っている県外在住の当事者です。家族と別居となり離婚調停が行われるまでは子どもたちとの面会はほとんど行われなかった状況でしたが、離婚調停を経て面会交流が定期的に行えるようになったのも、HUGさんのご支援があるからこそ、本当に感謝をしています。

離婚調停の際、最後の最後まで争っていたのが面会交流についてでした。私が元妻や子ども達と同居していた当時、元妻から暴力を受けていたり高圧的な態度をとられていたこともあり、私が最も心配していたのは面会交流の実効性でした。また、県外での面会交流となるため、その不安はさらに大きくなっていました。そこで、HUGさんと出会えたこ

とから、不安を払拭でき、さらに家庭裁判所からも信頼を得られ、月一回の面会交流を実現することができたのです。今現在は、コロナの影響もあり面会交流が難しい状況ではありますが、HUGさんのおかげさまで、クリスマスプレゼントや誕生日プレゼントを渡せるようになりました。子どもたちとの繋がりは以前よりも益々強くなっているのを感じています。そして、HUGさんの支援員さんには、我が子のように私の大切な子ども達の未来のことまでも見据えて常に最善の行動を模索し、子ども達に寄り添い、共に行動していただいています。これは正直、予想外のとても嬉しいプレゼントでした。このような面会交流のプロフェッショナルと共に歩めるからこそ、コロナの影響が大きい今現在でも本当に心強く、希望を紡ぎ続けられるためとても幸せです。今から子ども達の将来がすごく楽しみです、おかげさまで感謝しています、ありがとうございます。

※※ 県内在住の母親より

HUGには数年前からお世話になっています。初めのうちは我が子を預けることに対して不安がありましたが、今では安心してお願いすることができています。そのような気持ちになることができたのはHUGのおかげだと思っています。子どもも同居親も別居親も安心して面会交流ができるようにと、不安な気持ちや悩みを親身になって聞いてくださったり、事前に支援員の方と会う場を設けてくださったりしました。話をしていくうちに自分の気持ちばかりを優先してしまっていることに気付き、子どものことを第一に考えてみようという気持ちになることができました。

しかし、面会交流が始まったばかりの頃は「大丈夫だろうか。」「何か問題は起きないだろうか。」などと不安が尽きませんでした。迎えに行った時に笑顔で帰って来て、その日の

出来事を楽しそうに話す子どもの姿を見ていくうちに、少しずつ不安がなくなってきたように思っています。支援員の方は日程調整をはじめ面会交流のことで相談があると、その都度丁寧に対応してくださるのでとても助かっています。

離婚家庭が多く、親の都合で子どもが別居親に会えないという家庭はとても多くあります。その中でHUGのような存在はとて有り難く感じています。HUGのように間に入ってくださいの機能がなければ、子どもを会わせることが不可能だった私にとってHUGは架け橋のような存在です。長野県内にはHUGのような機関は数えるほどしかありません。今後需要はさらに大きくなっていくでしょうし、もっと大勢の人にHUGのことを知って利用して欲しいなとも思っています。

長野県にHUGのような機関がもっと増えていくこと、HUGの活動が今後ますます発展していくことを心より願っています。

HUG会員募集

HUGの活動はたくさんの会員の皆様のお力によって支えられています。会員を随時募集しています。子どもの幸せのために何か少しでも行動したい、HUGの活動に興味がある、支援したい、見守りたい、と思われる方は事務局までお問い合わせください。

入会金・年会費・
寄付金等の
振込み先

- A: ゆうちょ銀行
記号: 11140 番号: 42302161
名前: トクヒ)コドモカテイシエンセンターハグ
- B: 他行から振込みの場合
口座金融機関コード: 9900
店番: 118 店名: 一一八(イチイチハチ)
預金種目: 普通預金 口座番号: 4230216
- C: 寄付募集サイト・長野県みらいベースにて寄付
税制上の優遇措置が受けられます。寄付対象団体に、「NPO子ども・家庭支援センター HUG」とご指定ください。

NPO 子ども・家庭支援センター HUG(ハグ)

事務局 | 〒381-0012 長野県長野市大字柳原1904 TEL 090-1829-7600
E-mail aimama9393@yahoo.co.jp ホームページ <https://apvisitation.wixsite.com>

HPはこちらから▶



HUG

平成29年度・平成30年度・平成31年度
長野県養育費・面会交流支援モデル事業

第8号

2021年3月
発行

理事長就任のご挨拶

もり ま りん
理事長 杜 雅 鈴

この度、2020年4月19日に開催されました総会でご承認いただき、NPO子ども・家庭支援センターHUG理事長に就任いたしました、杜雅鈴と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、2000年頃から県内外外国人の生活相談、日本語教室の送り迎えボランティア、病院、就職面接、行政機関、法律相談などの通訳を行ってまいりました。

私が離婚後の単独親権制度により様々な問題が起きたことを知ったのは、2013年のとある事件を知ったことがきっかけです。離婚に際し、親権が問題となり、親権を確保するため子どもを先に一方の親が連れ去り、連れ戻そうとするもう一方の親が逮捕されるという事件でした。実はこのような事件は以前から頻発しており、2005年には元裁判官の男性が、当時離れて暮らしていた小学生の一人娘を連れ戻そうとして逮捕されました。最近では2021年2月にも「離婚調停中に自分の子どもを自分の住所に連れていたため、学校教諭の男性が逮捕された」とのニュースがありました。

その後、様々な活動を通して、離婚調停や離婚裁判を経た方々と交流する機会があり、手続が終了するまで最短でも半年、最長では9年もかかった方と出会いました。長期にわたる手続により、同居親・非同居親共に心労を重ね、当然のことながら子どもたちにも実の両親が紛争状態にあること、また自身の親権問題により紛争が激化していることから多大なストレスがかかることは想像に難くありません。紛争に巻き込まれた子どもたちの心情、情緒、日常生活をなんとか支えたいとの思いから、2014年より、当事者の方々と離婚相談や離婚後面会交流

の推進、陳情などの活動をしてきました。

2015年11月には、離婚後の面会交流のあり方と子どもの心理的健康研究者の大正大学人間学部臨床心理学教授青木聡先生、元弁護士で元衆議院議員の明石市泉房穂市長、離婚後の単独親権制度により両親の離婚により突然母親と会えなくなった妹が小学生の頃から不登校となり、その後心を病んでしまったという、当時東京都目黒区議会竹村雄尉議員をお招きし、長野市で「どうする?離婚(別居・再婚)その後の子育て」と題するシンポジウムを開きました。このシンポジウムには、前理事長降旗先生にもご来場いただきました。

このシンポジウムを契機に、私は、離婚後の単独親権制度が子どもの片親疎外、愛着障害、貧困、同居親による虐待などの問題を引き起こし、こういった問題がひいては子どもが成人した後のうつ病の発症、自殺率の上昇、虐待の連鎖の惹起などの現代日本の社会的病理を生じさせていると考えるようになりました。

このような社会的病理を解消するためにも、社会が広く親子関係と家庭が社会全ての原点であること、夫婦が離婚しても、子どもたちと親子である事実は変わらず、子どもたちには父親と母親の両方の愛情が必要であることを認識し、関心を持ってほしいと考えました。



2016年6月東京別居後親子交流法整備支援講演会場、講演者の上野晃弁護士と目黒区議会議員と杜理事長

*P1より続き

そのため、別居・離婚時に子どもたちを紛争に巻き込まないよう心情的な相談に第三者が応じることや、離婚後の夫婦が円滑に子どもたちと面会交流ができるように支援することなどが必要だと考え、志を同じくしてくださった臨床心理士前理事長の降旗先生とともにNPO法人HUGの立ち上げに至りました。

NPO法人HUGは、2016年9月には正式に設立され、以来、当法人の設立趣旨にご賛同頂いた沢山の方々(県議会議員、元県教育長、各市市議会議員、医師、弁護士、会社、個人の篤志家の方々)のご支援を賜り活動を継続し、本会は設立5年目を迎えています。これまでの活動の中では、長野県からモデル事業の認定を受け、300件以上の相談を頂きました。予想を遙かに上回る相談件数の多さに吃驚しました。また、最近では、面会交流支援件数も増え続けています。毎月発行しております会報の「当事者の声」欄にも掲載のあるとおり、当事者の方からの感謝と喜びの声をお寄せいただき、当法人の存在が社会のお役に立っていると分かり、

心からうれしく思います。これも当法人の設立趣旨にご賛同頂き、応援して下さる皆様のおかげであり、感謝申し上げます。

西洋占星術の世界では、2021年からは、200年も続いた物質やお金を重視する「地の時代」が終わり、博愛や共生の「風の時代」が始まったと言われております。「時代」は私たち自らが築き上げていくべきものではありませんが、私たちにもっと心の余裕ができて、他人や子どもたちの痛みに共感し、協力して助けていくことができれば、人々に心からの喜びが溢れる社会になるものと信じております。このような理念の下、これからも本会の活動に尽力して参りたいと思いますので、皆さまの変わらぬご協力とご応援をよろしくお願い申し上げます。



2015年大正大学臨床心理学部教授の青木聡先生と

当会の活動報告

2019年度HUG総会開催

2020年4月19日、安曇野市太田皮膚科クリニックにて2019年度総会が開かれました。

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令後の総会となりましたので、感染症対策を取り、時間短縮での進行となりました。

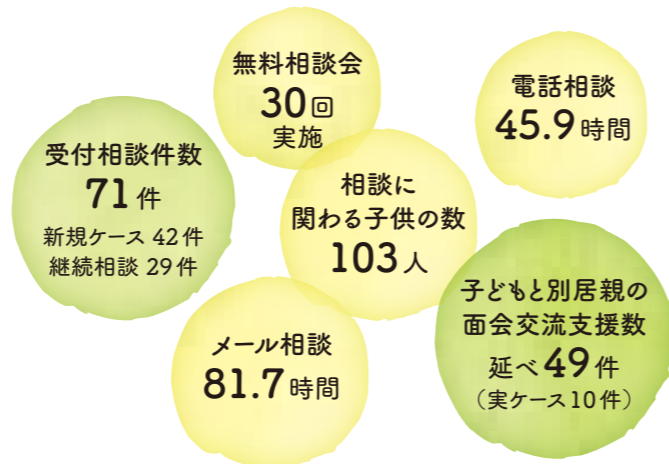
太田由子理事長代理と望月雄内理事(県議)の挨拶の後、議長に山口利幸副理事長が選出され、2019年度事業報告・会計報告・監査報告・定款変更(事務所の変更・役員及び監事の定数の変更)が承認されました。また前理事長降旗志郎氏が健康上の理由により2019年11月30日付で辞任、次期理事長が決定するまでの期間、前副理事長の太田由子氏が就任した経緯の説明がありました。

今回、太田由子理事長代理、山口利幸副理事長、竹内永浩副理事長、望月雄内理事、平林明理事、平間正治理事、青木豊子理事の各氏が2020年3月31日での任期満了につき役員改選を諮りました。新理事長として杜雅鈴氏、副理事長として柳澤京子氏、理事として高橋善幸氏、監事として田中晴美氏(9月13日臨時総会にて決定)が選任されました。その後新役員により2020年度事業計画案・予算計画案が説明され、正式に承認されました。

2019年度は前年に引き続き県のプロポーザル委託事業者として選定され、9月から2月までの6ヶ月間は委託事業として、それ以外は当会の事業として活動をしてまいりました。継続相談が一定数あり、利用者からの信頼を

いただいていると感じます。全体として相談内容は面会交流についてが半数を占め、子どもに関わる内容も増えてきています。活動資金については、会員の年会費、委託事業費の他に善意のご寄付をいただくことができました。ホームページを見て本会の活動に賛同された匿名のご老人から多額の寄付を頂戴しました。残念ながら2020年度は県のプロポーザル委託事業が終了となり、また新型コロナウイルス感染症の影響がどのようになるのか不安な要素もあります。新体制となりますが、利用者の力になれるような活動をしていこうと決意を新たにしました。

*2019年度(2019年4月～2020年3月)事業報告書より



2020年9月13日に臨時総会が開かれ、幹事の選任と利用規約の表記の変更について協議され承認されました。

東信高等学校生徒指導委員会で元長野県教育長の山口利幸前副理事長が講演

2020年10月15日に行われた、東信高等学校生徒指導委員会にて、山口利幸先生が「家庭崩壊とその子どもに与える影響」と題して講演されました。

山口先生がHUGの活動を通して見えてきたことは、離婚と貧困問題が関連しているということでした。貧困により望んでも満足いく教育を受けられない子どもたちにとって、身体的にも精神的にも、貧困がもたらす影響は多大なものです。そこから貧困の連鎖につながっていくことも少なくありません。こういった現状があることを念頭に、学校で何をすることが求められているのかお話をしました。
①子どもたちの問題行動の後ろに何か隠れていないか、生徒指導とは生徒理解である。
②教育で貧困を直接解決



できないが、乗り越えようとする生徒を育てることはできる。まず貧困を自分事として考える姿勢。③子どもたちが今後どういった大人になっていくのが良いか、改めて明示が必要。家庭や地域を巻き込み、教育過程でその具体化を図ることが最も重要。以上の山口先生のお話に大きくうなづいておられる進路指導の先生方が印象的でした。

2021年3月3日参議院予算委員会 立憲民主党 真山勇一議員の質疑から

2021年3月3日参議院予算委員会で立憲民主党 真山勇一議員より「離婚後の子どもの養育について」菅内閣総理大臣に質疑がありました。

現状の離婚時の子どもの連れ去りが問題になっていることについて認識があるかとの問いに、総理は理解があると述べています。真山氏は「離婚後の親権制度について、単独親権しか選択肢がない国が先進国では日本のみであり、国際的にはすでに大多数の国が共同親権か単独親権かを選べる形になっている。現実を見ていただきたい。」と述べ、例として「海外で離婚された夫婦の戸籍には親権者欄に「父、母」とあるが、日本に帰国し戸籍登録すると、片方のみになってしまう、日本は現在そういう状況なのです。それをみなさんに知っていただきたい。」と訴えました。

世界の離婚後共同親権制度



「日本も選択できる親権制度を導入し、状況によっては調停機関等で決められる仕組みが必要では」と総理に問うと、「親権選択制度の導入の是非を含め、父母の離婚に伴う養育に関する法制度の見直しを法制審議会で諮問したところ。検討状況を見守りたい」と答弁がありました。国もようやく動き出したといったところですが、一日も早い審議を切に願います。

Topic

平成27年度長野県ひとり親家庭事態調査の中、「小学校4～6年生の子ども声 自由記入欄」に書かれたひとり親家庭の子ども声(無記名)です。

父と別れてこのままちゃんとした楽しい生活ができるのか...

母が帰ってくるのが少し遅いので心配。

母の病気の事がとても心配。弟もまだ小さいので、父も遠くにて、もしものことがあった時、とても怖い。

父が欲しい。母の健康についてなど考えている。

お母さんがお金がないし、水道代など払うのにすごく困っているので心配。アレルギーを持っているので定期的に病院に通いたいが病院代がなく困っている。

3か月一回くらいしか母に会えないので、少し寂しいです。

学校が嫌だ

母が仕事のストレスをぶつけてくる。

これは子どもたちの本当の声です。子どもたちは親の離婚による心の寂しさ、不安、悲しみと無力感を共感してほしいと思っています。離婚後の共同親権、共同監護、面会交流、養育費の支払いの法整備などの法制化を一日も早く整えるべきであると考えます。